

## 羽村市創業支援補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、羽村市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）で新規創業又は第二創業（以下「創業」という。）をする者に対し、市が必要な補助金を交付することにより、新たな需要及び雇用の創出を促進し、もって市の産業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、又は新たに法人を設立して当該法人の事業を開始することをいう。
- (2) 第二創業 既に事業を営んでいる個人事業主又は法人が、事業承継により日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の中分類以上が異なる業務転換又は新事業進出を行うことをいう。
- (3) 個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する個人をいう。
- (4) 会社 次のいずれにも該当するものをいう。  
ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社  
イ 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- (5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。
- (6) 認定特定創業支援事業 羽村市創業支援事業計画に位置付けられた認定連携創業支援事業者が実施する事業をいう。
- (7) 従業員等 市内の事業所に常時勤務し、又は在籍している従業員、役員及び事業主をいう。
- (8) 移住・定住 創業の時に市に転入し、かつ、当該創業の日から第9条の規定による実績報告の日までの間、市の住民基本台帳に記録され、及び市内に居住することをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号

のいずれにも該当する者とする。

(1) 既に納期の到来した市税等を完納していること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 第5条の規定による申請をした日の属する年度の2月末日までに、市内において新規創業又は第二創業をしようとする者

イ 市内において新規創業をした日から5年未満である者

ウ 市内において第二創業をした日から10年未満である者

(3) 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。ただし、仮設又は臨時の店舗を除く。

(4) 補助金の交付を受けようとする者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5) 特定創業支援事業のうち、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の各事業について、継続的に4回以上、かつ1か月以上支援を受け、適切な事業計画を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象とはしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営む者

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者

(3) 前2号に掲げるもののほか、羽村市長（以下「市長」という。）が適当でないと認める事業を営む者

（補助対象経費等）

**第4条** 補助の対象となる経費は、創業に係る経費（既に創業している者にあつては、事業計画書に基づく事業に係る経費）であつて、交付決定日から当該年度の2月末日までに要したもののうち次に掲げるものとする。

(1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

(2) 事業所等借入費

(3) 設備費（第二創業の場合は、廃業に係る経費を含む。）

(4) マーケティング調査費

(5) 広報費

2 補助金の額は、補助の対象となる経費の3分の2以内の額（その額に1,000

円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50万円(補助対象者又はその従業員等のうちいずれかの者が市に移住・定住し、引き続き市に居住する意思がある場合にあつては、60万円)を上限とする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、市長が定める期日までに、羽村市創業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税の納付状況を確認できる書類
- (4) 個人事業の開廃業等届出書の写し(個人事業主で既に開業している場合に限る。)
- (5) 登記事項証明書の写し(法人で既に登記を済ませている場合に限る。)
- (6) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。)
- (7) 補助対象経費の内訳を説明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

**第6条** 市長は、前条で定める補助金交付申請等を審査するため、羽村市創業支援補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 前項に規定する審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

**第7条** 市長は、第5条の規定による申請があつたときは、前条で定める審査委員会を開催してその内容等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否を決定し、羽村市創業支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとする

きは、羽村市創業支援補助金補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えてあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、羽村市創業支援補助金補助事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

**第9条** 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに羽村市創業支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（3） 事業に係る経費の支払を証明する書類

（4） 事業所等の賃貸借契約書の写し（対象経費に賃料等を含む場合に限る。）

（5） 登記事項証明書（法人で交付申請時に市内に法人登記していない場合に限る。）

（6） 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）

（7） 交付決定者又はその従業員等の住民票（その者が市に移住・定住した場合に限る。）

（8） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第10条** 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽村市創業支援補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第11条** 交付決定者は、羽村市創業支援補助金請求書兼振込依頼書（様式第7号）により市長へ補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、補助金を交

付決定者へ交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第12条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 交付決定日の翌日から起算して、1年以内に廃業又は市外へ移転したとき。

(補助金の返還)

**第13条** 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

**第14条** 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効果の増した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産をいう。以下「取得財産」という。）を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、交付決定者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(報告)

**第15条** 交付決定者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について市長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(委任)

**第16条** 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）に定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱により補助金の交付を受けた補助事業に関しては、第12条から第15条までの規定は、この要綱の廃止後もなおその効力を有する。